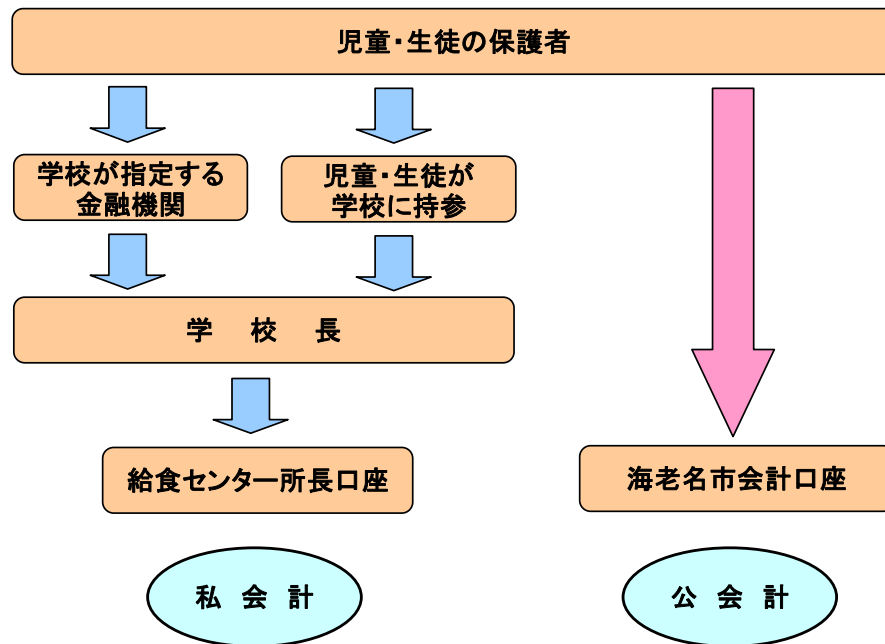


# 学校給食費の公会計化について

市では、平成 24 年 4 月から海老名市学校給食費に関する条例を施行します。これにより、児童や生徒、学校を介さず、保護者などの納入者から、直接市に学校給食費を納入する公会計化を進めます。

公会計のイメージ、目的等については以下のとおりです。

## 1 公会計のイメージ図



## 2 公会計化の目的

○透明性、公平性の向上

市の予算に位置づけることで、予算、決算、監査等、市の会計ルールで管理・運用する。

○安全性の向上

納入に児童生徒を含む学校を介さないことで安全性を確保する。

○利便性の向上

学校での集金の廃止、学校が指定する金融機関ではなく、指定金融機関（15 行）からの自動引落しを可能とする。

## 3 条例の制定

平成 24 年 4 月 1 日施行予定

○海老名市学校給食費に関する条例

○海老名市学校給食費に関する条例施行規則

条例及び規則の制定により、給食費の債権者・債務者を明確化するとともに、給食費の額、納期限、減免等についても条文化し、透明性を確保した給食費会計を進める。

◎この件に関する問い合わせ先

海老名市 教育部 学校教育課 電話 046・235・4921